

【表紙】

| | |
|--------------------------------------|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2018年3月12日 |
| 【発行者名】 | 大和ハウスリート投資法人 |
| 【代表者の役職氏名】 | 執行役員 川西 次郎 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区永田町二丁目4番8号 ニッセイ永田町ビル7階 |
| 【事務連絡者氏名】 | 大和ハウス・アセットマネジメント株式会社 取締役財務企画部長 塚本 晴人 |
| 【電話番号】 | 03-3595-1265 |
| 【届出の対象とした募集内国 投資証券に係る投資法人の 名称】 | 大和ハウスリート投資法人 |
| 【届出の対象とした募集内国 投資証券の形態及び金額】 | 形態：投資証券 発行価額の総額：その他の者に対する割当 3,486,975,000円 |
| 安定操作に関する事項 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年2月28日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、2018年3月12日開催の本投資法人役員会において発行価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券(新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。)

- (3) 発行数
- (4) 発行価額の総額
- (5) 発行価格
- (15) 手取金の使途

第5 募集又は売出しに関する特別記載事項

- 1 国内市場及び海外市場における本投資口の募集及び売出しについて
- 2 オーバーアロットメントによる売出し等について

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

(3)【発行数】

<訂正前>

(前略)

(注2) 割当予定先の概要及び本投資法人と割当予定先との関係等は以下のとおりです。

| | | |
|---------------|--------|---|
| 割当予定先の氏名又は名称 | | 野村證券株式会社 |
| 割当口数 | | 15,000口 |
| 払込金額 | | 3,741,345,000円(注) |
| 割当予定先の内容 | 本店所在地 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 |
| | 代表者の氏名 | 代表執行役社長 森田 敏夫 |
| | 資本金の額 | 10,000百万円 |
| | 事業の内容 | 金融商品取引業 |
| | 大株主 | 野村ホールディングス株式会社 100% |
| 本投資法人との関係 | 出資関係 | 本投資法人が保有している割当予定先の株式の数 |
| | | 割当予定先が保有している本投資法人の投資口の数 (2017年8月31日現在) |
| | 取引関係 | 国内一般募集（後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 国内市場及び海外市場における本投資口の募集及び売出しについて」に定義します。以下同じです。）の事務主幹会社です。 |
| | 人的関係 | |
| 本投資口の保有に関する事項 | | |

(注) 払込金額は、2018年2月20日（火）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

< 訂正後 >

(前略)

(注2) 割当予定先の概要及び本投資法人と割当予定先との関係等は以下のとおりです。

| | | | |
|---|------------------|--|--------|
| 割当予定先の氏名又は名称 | | 野村證券株式会社 | |
| 割当口数 | | 15,000口 | |
| 払込金額 | | 3,486,975,000円 | |
| 割 当 予 定 先 の 内 容 | 本店所在地 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | |
| | 代表者の氏名 | 代表執行役社長 森田 敏夫 | |
| | 資本金の額 | 10,000百万円 | |
| | 事業の内容 | 金融商品取引業 | |
| | 大株主 | 野村ホールディングス株式会社 100% | |
| 本 投 資 法 人 と の 関 係 | 出 資 関 係 | 本投資法人が保有している割当予定先の株式の数 | |
| | | 割当予定先が保有している本投資法人の投資口の数 (2017年8月31日現在) | 1,406口 |
| | 取引関係 | 国内一般募集（後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 国内市場及び海外市場における本投資口の募集及び売出しについて」に定義します。以下同じです。）の事務主幹事会社です。 | |
| | 人的関係 | | |
| 本投資口の保有に関する事項 | | | |

(注)の全文削除

(4) 【発行価額の総額】

< 訂正前 >

3,741,345,000円

(注) 発行価額の総額は、2018年2月20日（火）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

< 訂正後 >

3,486,975,000円

(注)の全文削除

(5) 【発行価格】

< 訂正前 >

未定

(注) 発行価格は、2018年3月12日（月）から2018年3月14日（水）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」といいます。）に国内一般募集において決定される発行価額（本投資法人が引受人より受け取る投資口1口当たりの払込金額）と同一の価格とします。

< 訂正後 >

232,465円

(注)の全文削除

(15) 【手取金の使途】

< 訂正前 >

本件第三者割当による新投資口発行の手取金上限3,741,345,000円は、取得予定資産(注1)の取得資金として充当した手元資金の減少相当分に充当し、残余が生じた場合には、手元資金とし、将来の特定資産の取得資金の一部又は借入金の返済資金の一部に充当します。なお、本件第三者割当と同日付をもって決議された国内一般募集における手取金37,637,930,700円及び海外募集(後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 国内市場及び海外市場における本投資口の募集及び売出しについて」に定義します。)における手取金17,733,975,300円は、取得予定資産の取得資金の一部に充当します。

(注1) 「取得予定資産」とは、後記「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 2 取得予定資産に係る個別不動産の概要」に記載の本投資法人が取得を予定している特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。)をいいます。以下同じです。

(注2) 上記の各手取金は、2018年2月20日(火)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

本件第三者割当による新投資口発行の手取金上限3,486,975,000円は、取得予定資産(注)の取得資金として充当した手元資金の減少相当分に充当し、残余が生じた場合には、手元資金とし、将来の特定資産の取得資金の一部又は借入金の返済資金の一部に充当します。なお、本件第三者割当と同日付をもって決議された国内一般募集における手取金35,078,968,500円及び海外募集(後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 国内市場及び海外市場における本投資口の募集及び売出しについて」に定義します。)における手取金16,528,261,500円は、取得予定資産の取得資金の一部に充当します。

(注) 「取得予定資産」とは、後記「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 2 取得予定資産に係る個別不動産の概要」に記載の本投資法人が取得を予定している特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。)をいいます。以下同じです。

(注2)の全文削除及び(注1)の番号削除

第5【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 国内市場及び海外市場における本投資口の募集及び売出しについて

<訂正前>

(前略)

本募集の発行投資口総数は222,000口であり、国内一般募集口数150,900口及び海外募集口数71,100口を目処に募集を行いますが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定されます。また、国内一般募集における発行価額の総額は37,637,930,700円(注)であり、海外募集における発行価額の総額は17,733,975,300円(注)です。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容については、後記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

(注) 国内一般募集における発行価額の総額及び海外募集における発行価額の総額は、2018年2月20日(火)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

(前略)

本募集の発行投資口総数は222,000口であり、その内訳は国内一般募集口数150,900口及び海外募集口数71,100口です。また、国内一般募集における発行価額の総額は35,078,968,500円であり、海外募集における発行価額の総額は16,528,261,500円です。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容については、後記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

(注)の全文削除

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

<訂正前>

本投資法人は2018年2月28日（水）開催の本投資法人役員会において、本件第三者割当とは別に、本投資口222,000口の国内一般募集及び海外募集を行うことを決議していますが、国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、国内一般募集の事務主幹事会社である野村證券株式会社が大和ハウス工業株式会社から15,000口を上限として借り入れる本投資口の日本国内における売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。本件第三者割当は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が大和ハウス工業株式会社から借り入れた本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の返還に必要な本投資口を野村證券株式会社に取得させるために行われます。

また、野村證券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2018年4月6日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得したすべての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（後略）

<訂正後>

本投資法人は2018年2月28日（水）開催の本投資法人役員会において、本件第三者割当とは別に、本投資口222,000口の国内一般募集及び海外募集を行うことを決議していますが、国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果、国内一般募集の事務主幹事会社である野村證券株式会社が大和ハウス工業株式会社から借り入れる本投資口15,000口の日本国内における売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。本件第三者割当は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が大和ハウス工業株式会社から借り入れた本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の返還に必要な本投資口を野村證券株式会社に取得させるために行われます。

また、野村證券株式会社は、2018年3月15日（木）から2018年4月6日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得したすべての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（後略）